

北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議設置要綱

平成24年9月19日
告示第18号

(設置)

第1条 一般廃棄物処理施設の建設に当たり、大町市、白馬村及び小谷村から推薦された建設候補地の内から、最も適した建設予定地の選定を行うため、北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議（以下「選定会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定会議は、次の事項を審議する。

- (1) 一般廃棄物処理施設建設予定地の選定に関する事項
- (2) 一般廃棄物処理施設建設予定地の周辺地域の振興策等に関する事項
- (3) その他一般廃棄物処理施設建設に関し必要な事項

(組織)

第3条 選定会議は、北アルプス広域連合規約（平成12年長野県指令11地第1061号）第11条に定める広域連合長及び副広域連合長のうち、大町市長、白馬村長及び小谷村長で組織する。

(会議)

第4条 会議は、広域連合長が招集し、議長となる。

(意見の聴取)

第5条 選定会議は、必要に応じて、専門知識を有する者又は関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、選定会議の運営に関して必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則（平成24年9月19日告示第18号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。
（北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会設置要綱の廃止）
- 2 北アルプス広域連合ごみ処理施設検討委員会設置要綱（平成21年告示第21号）は、廃止する。

北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議運営要領

平成24年9月19日
告示第19号

(趣旨)

第1条 この要領は、一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議（以下「選定会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(選定会議の公開)

第2条 選定会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、公開しないことができる。

- (1) 特定の個人を識別され、又は識別されるおそれのあるとき。
- (2) 法人その他の団体の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると予測される時。
- (4) 大町市、白馬村及び小谷村（以下「関係3市村」という。）から推薦された一般廃棄物処理施設の建設候補地の関係住民に対し、特段の配慮が必要なとき。

(開催日時等の公表)

第3条 選定会議の開催日時、場所、会議項目、傍聴の可否等は、開催日のおおむね1週間前までに公表するものとする。ただし、開催が急を要した場合は、この限りでない。

2 前項に規定する選定会議の開催日時等の公表は、北アルプス広域連合のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載することにより行うものとする。

(会議の傍聴)

第4条 選定会議を傍聴できる者は、次のとおりとする。

- (1) 関係3市村に住所を有する者
- (2) 関係3市村に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 関係3市村に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 関係3市村に所在する学校に在学する者
- (5) 報道関係者
- (6) 前各号に定める者のほか、特に選定会議の議長（以下「議長」という。）が認める者

(傍聴の手続き)

第5条 選定会議を傍聴しようとする者（以下「傍聴者」という。）は、所定の場所で、傍聴申込書（別記様式）に氏名、住所等を記入しなければならない。

2 選定会議の傍聴の受付は、会議開始の30分前から行い、会議の開始時刻又は定員に達した時点で終了する。

(傍聴できない者)

第6条 次のいずれかに該当する者は、選定会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者

- (2) 旗、のぼり、プラカード等を携帯している者
- (3) 前各号に掲げる者のほか会議の進行を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
(傍聴者の守るべき事項)

第7条 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 放言、放歌等により騒ぎ立てないこと。
- (3) はちまき、腕章、たすき等の着用その他の示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか会場の秩序を乱し、又は会議の進行を妨害する行為をしないこと。
(撮影、録音等の禁止)

第8条 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。

(職員の指示)

第9条 傍聴者は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴者がこの要領に違反すると認められるときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(議事録)

第11条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を職員に作成させるものとする。

- (1) 選定会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前各号に掲げるもののほか選定会議の経過に関する事項

2 選定会議に係る議事録の公表は、ホームページに掲載することにより行うものとする。ただし、第2条各号に該当すると選定会議が認める事項は、この限りではない。

3 前項ただし書の事項について、期間経過により第2条各号に該当しなくなったと認められる場合は、公表できるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は、選定会議に諮り、別に定める。

附 則 (平成24年9月19日告示第19号)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

傍 聴 申 込 書

会議名	第 回 北アルプス広域連合 一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議 (平成 年 月 日開催)
ふりがな	
氏 名	
住 所 (報道機関は住所の記載不要)	※下記の(2)～(4)に該当される場合、その所属をご記入ください。 所 属 _____

北アルプス広域連合一般廃棄物処理施設建設予定地選定会議運営要領（抜粋）
（会議の傍聴）

第4条 選定会議を傍聴できる者は、次のとおりとする。

- (1) 関係3市村に住所を有する者
- (2) 関係3市村に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
- (3) 関係3市村に所在する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 関係3市村に所在する学校に在学する者
- (5) 報道関係者
- (6) 前各号に定める者のほか、特に議長が認める者